物品等調達に係る障がい者就労施設等登録等要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障がい者就労施設等から県が優先的に物品及び役務を調達する場合の登録制度等を定めることにより、県内の福祉的就労の促進に資することを目的とする。

　　なお、障がい者就労施設等の優先選定について、物品等の調達に関しては「物品等調達における優先選定等実施要綱」の定めによるところとし、役務の提供に関しては本要綱に定めるところによるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、障がい者就労施設等とは、以下のとおりとする。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年１１月７日法律第１２３号）に基づく事業所等

ア　障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ　地域活動支援センター

ウ　生活介護事業所

エ　就労移行支援事業所

オ　就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）

(2)　障害者基本法（昭和４５年５月２１日法律第８４号）に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3)　県内に本社又は主たる事務所がある国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年６月２７日法律第５０号）の政令に基づく事業所

　 ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年７月２５日法律第１２３号）（以下「障害者雇用促進法」という。）上の特例子会社

　 イ　重度障がい者多数雇用事業所

　　　（要件）障がい者の雇用者数が５人以上

　　　　　　　障がい者の割合が従業員の２０％以上

　　　　　　　雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び

精神障がい者の割合が３０％以上

(4) 県内に住所地がある障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

（届出）

第３条　障がい者就労施設等を営む者で、製造する物品又は提供できる役務に関し、県による調達を希望するときは、障がい者就労施設等物品等調達届出書（様式第１号）を提出するものとする。

２　知事は、前項により届出があった場合には、前条の施設に該当することを確認し、登録

を行う。

３　前項による登録がされた障がい者就労施設等を営む者（以下「登録者」という。）は、第

１項の届出事項に変更があったときは、遅滞なく障がい者就労施設等物品等調達届出事項

変更届出書（様式第２号）を提出するものとする。

４　登録者は、第２項による登録の廃止を希望するときは、障がい者就労施設等物品等調達

登録廃止届出書（様式第３号）を提出するものとする。

（障がい者就労施設等の周知等）

第４条　知事は、障がい者就労施設等から、前条第２項の登録並びに第３項の変更及び第４

項の登録廃止の届出を受理したときは、名簿を作成し、出納局入札用度課に報告するとと

もに、関係する機関に周知する。

（役務に係る随意契約における優先的な取扱い）

第５条　契約権者は、障がい者就労施設等において可能な役務の提供を受けようとするとき

は、当該契約が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号から第３号のいずれかに該当する場合、予算の適切な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等から調達するよう努めるものとする。

（機会均等への配慮）

第６条　契約権者は、前条の規定により障がい者就労施設等を選定しようとするときは、障

がい者就労施設等が提供できる役務を考慮し、同種の役務を提供できる障がい者施設間の

選定回数が特定の障がい者施設に偏しないよう配慮するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１９年３月３１日において、障害者雇用推進企業等からの物品調達実施要綱（平成１５年４月１日施行）第８条第２項の規定により登録を受けている者は本要綱第４条第２項の規定による登録を受けたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年２月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１０月１０日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

障がい者就労施設等物品等調達届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

福島県知事

設置者名称

代表者

住所（所在地）

電話番号

物品等調達に係る障がい者就労施設等登録要綱第３条第１項の規定により届出をします。

なお、この届出書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施  設  概  要 | １　施設種別 |  |
| ２　施設名  （個人名） |  |
| ３　住所（所在地） | 〒 |
| ４　施設長名 |  |
| ５　担当者名 |  |
| ６　電話番号 |  |
| ７　ＦＡＸ番号 |  |
| ８　通所者数 |  |
| 登登  録録  物役  品務 |  | |

＜添付資料＞

・登録物品概要（パンフレット・写真等があれば添付）

※１　通所者数

　　　届出書提出日において、施設に通所している障害者等の方の人数を記入する。

※２　登録物品

　　　障がい者就労施設等が生産、製造した物品について、具体的（例えば、状差し、石けん、名刺印刷等）に記入する。

※３　登録役務

　　　障がい者就労施設等が提供可能な役務について、具体的（例えば、公共施設の清掃、クリーニング、梱包・発送業務等）に記入する。

※４　在宅就業障がい者の場合は、施設概要の２，３，６，７について記入してください。

様式第２号（第３条関係）

障がい者就労施設等物品等調達届出事項変更届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

福島県知事

設置者名称

代表者

住所（所在地）

電話番号

下記のとおり届出内容を変更しましたので、物品等調達に係る障がい者就労施設等登録等要綱第３条第３項の規定により届出をします。

なお、この届出書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名  （個人名） |  |
| 変更事項 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更年月日 |  |
| 変更理由等 |  |

様式第３号（第３条関係）

障がい者就労施設等物品等調達登録廃止届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

福島県知事

設置者名称

代　表　者

住所（所在地）

電話番号

　物品調達に係る登録について、下記のとおり廃止することとなりましたので、物品等調達に係る障がい者就労施設等登録等要綱第３条第４項の規定により届出をします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名  （個人名） |  |
| 廃止年月日 |  |
| 廃止理由等 |  |